

# 自己再生への法律の専門家。 遺言書など街の法律相談役。



司法書士 木村 健一郎さん

徳山幼稚園、徳山小、徳山中、徳山高校を卒業後、早稲田大学法学部に在学し、昭和56年に司法書士となり、行政書士・土地家屋調査士の資格も持つ。平成15年に県会議員に当選。現在は県会議員を退き、高齢者のよき相談など市民の良き相談者として地域に関わる。地域社会の課題を知る知見は、徳中村長とメタカ村長、猫との散歩。



司法書士 山本 武さん

周南市出身。幼稚園を千葉県で過ごし、徳山小、徳山中、徳山高校と地元で生活する。関西学院大学法学部を卒業し、平成15年に司法書士の資格をとる。趣味はテニスとドライブで、相談者とは一生懸命に向きあう熱血マン。

改正貸金業法施行、返済と借入れで行き詰ったら、法律の専門家に相談を。

## 改正貸金業法施行の注意点

今年の6月18日から、改正貸金業法が施行された。どんな点が変わったのか、借り手、貸し手はどんなことに気をつけなければならないのだろうか。新しい法律の施行にあたり、市民がトラブルに巻き込まれないよう取り組みを続ける、街の法律家に話を聞いた。  
(聞き手・新周南新聞社経済部部長・杉川茂)

質問 改正貸金業法でどんな点が変わったのですか？

木村 大きく分けて3つです。

① 原則として年収の3分の1を超える借入れができなくなります。

② 罰則が適用される法律上の上限金利が年利29.2%から、借入額に応じて15%から20%に引き下げられます。

③ 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を営業所に置くことが必要になってきます。

質問 借入残高が年収の3分の1を超えているかどうか、貸金業者はどのようにして判断するのですか？

山本 貸金業者は、指定信用情報機関を利用し、借り手の借入残高を把握します。

また、借り手の年収については、年収を証明する書類を借り手から受け取り、把握する仕組みと

なっています。

質問 専業主婦が借入れをする場合は、どうなりますか？

木村 配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などを得て借入れをすることができるとあります。

質問 住宅ローンや自動車ローンの借入れがある場合も、借入残高が年収の3分の1を超えてしまえば、それ以上借りられなくなるのですか？

山本 住宅ローンや自動車ローンは、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新規の借入れには影響ありません。貸し手が銀行等の金融機

関である場合は、そもそも、今回の法律施行の影響はありません。

質問 個人事業者や法人の場合も年収の3分の1を超えてしまったら、借入れはできないのですか？

木村 法人向けの貸付けは対象外となっています。また、個人事業者の方は、返済能力があると認められる場合は、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新たな借入れを行うことができます。

質問 他に、何か皆さんにお伝えすることはありますか？

山本 もし、借入れができなくなってしまうと行き詰ってしまっても、決してヤミ金などからは、お金を借りずに司法書士や弁護士などの法律の専門家に相談をしていただければと思います。

司法書士法人  
**みらい**

☎0834-34-5670  
☎0834-34-5671

周南市岐南町8番31号  
福谷ビル1F  
<http://www.shinou-mirai.jp/>

司法書士法人みらい



記者探訪。聞き手新周南新聞社経済部部長 杉川茂